

島本町ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、島本町ホームページ広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 要綱第2条第1項第7号に規定する町ホームページに掲載する広告として適当でない町長が判断するものは、次のものをいうものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業及びこれに類する業種の広告
- (2) ギャンブルに関する業種(但し、当せん金付証票法に規定する当せん金付証票に係るものを除く。)の広告
- (3) 美容整形その他法令等に定めのない医療類似行為を行う業種の広告
- (4) 専ら債権の取立て又は示談の引受けを行う業種の広告
- (5) 結婚相談所、交際紹介業等の業種の広告
- (6) 探偵社、身元調査会社等の業種の広告
- (7) 占い、運勢判断等の業種の広告
- (8) 貸金業法に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業又は事業者金融業を営む事業者の広告
- (9) 投資顧問業、抵当証券業、金融先物取引業、商品先物取引業その他利殖を目的とした投資又は投機のあっせん、勧誘、募集等を行う事業者の広告
- (10) 行政機関から行政指導を受け、改善がされていない事業者の広告
- (11) 島本町制限付き一般競争入札要綱に基づく指名停止の措置を受けている事業者の広告
- (12) 暴力団員が経営に関与している事業者、暴力団又は暴力団員を利用している事業者の広告
- (13) その他広告を掲載することにより町の社会的な信用又は公平性を損なうおそれのある業種又は事業者の広告
- (14) 広告主の名称、所在地及び連絡先の明示がなく、客観的に責任の所在が明らかでない事業者の広告
- (15) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (16) 他者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (17) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (18) 国内世論が大きく分かれているもの
- (19) 暴力、覚せい剤等の犯罪を肯定し、又は助長するもの
- (20) 残酷な描写等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- (21) 性に関する表現であって、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの
- (22) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (23) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
- (24) 人材募集に見せかけた売春等の勧誘や斡旋、商品の売りつけや生徒募集の疑いのある

もの

(広告掲載の申込み)

第 3 条 要綱第 3 条に規定する広告掲載の申込みは、次により行うものとする。

(1) 広告掲載の申込みは、希望する広告掲載開始日の 25 日までに行うものとする。ただし、
広告掲載枠に空きがあり、希望する広告掲載開始日までに要綱第 5 条で定める審査及び広
告の掲載が可能であると町長が判断した場合はこの限りでない。

附則

この基準は、平成 2 1 年 2 月 6 日から施行する。